

令和7年度

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度(HEMS)

刈谷市では、地球温暖化対策の一環として、電力使用量の見える化等によりエネルギー使用量の削減につながる住宅用エネルギー管理システム(Home Energy Management System:通称^{ヘムス}HEMS)を設置する方で、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助対象となるシステム

1 愛知県が実施する愛知県補助金の交付対象となるもの

※詳細は「住宅用エネルギー管理システム設置費補助対象機器について」をご確認ください。

2 未使用でリース品でないもの

補助を受けることができる方

市内に住所を有し(実績報告時までの転入可)、市が賦課徴収する税金の滞納がなく、次のいずれかの要件を満たす方

- 1 自らが居住している市内の住宅にシステムを購入して設置する方
- 2 自らが居住する住宅を市内に新築する際に、システムを購入して設置する方
- 3 自らが居住する目的で、システムが設置されている市内の新築の建売住宅を購入する方

○補助金の交付は1棟につき1回。ただし、同一棟内に複数の世帯が居住し、それぞれの世帯が電力受給契約を締結する場合においては、世帯ごとに1回。

※2世帯住宅の方が、世帯ごとに1基ずつ(計2基)申請される場合は、事前に環境推進課までご連絡ください。

※上記1, 2の方は工事着工前に、3の方は売買契約後、住宅の引渡し前までに申請してください。

また、設置完了(引渡し)後、速やかに、かつ、令和8年3月31日までに実績報告を行うことが交付条件となります。

補助金の額

システムの設置に要した費用の範囲内で、上限2万円(千円未満の端数切り捨て)。

※刈谷市の補助金額には愛知県からの補助金額が含まれています。

【問合せ先】

刈谷市役所 環境推進課 環境政策係

電話：0566-62-1017 (環境推進課直通)

FAX：0566-24-3481

E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp



(おもて面)

補助金の受給手続きの流れ

※建売住宅は
異なります。

申請者

刈谷市役所
環境推進課

申請書

① 着工前に申請

添付書類

- (1) ◎工事請負契約書等のコピー
- (2) 愛知県補助金の交付対象となるシステムであることが確認できる書類
- (3) ◎設置場所の案内図

(約10日間)

※その他補助対象設備と同時の申請で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類の添付を一部とすることができます。

交付決定
通知書

② 交付決定通知

※交付決定通知を受理してから着工してください。

計画変更
承認申請書

※申請内容を変更・中止する場合は事前に申請が必要

③ 年度内（令和8年3月31日まで）に設置完了

実績報告書

④ 設置完了後、速やかに、
かつ、年度内に実績報告

(年度内: 令和8年3月31日まで)

請求書

添付書類

- (1) ◎領収書のコピー
- (2) 保証書のコピー等
- (3) 設置が確認できる写真(カラー)
- (4) ◎マイナンバーの記載がない住民票の写し(コピー不可)

※その他補助対象設備と同時の実績報告で、添付書類が同一の場合、◎のついた書類等の添付を一部とすることができます。

⑤ 実績報告の後、3～4週間後に振込み

※振込みに際して、通知はありません。

書類の作成に当たっては、各書類の「記入例」及び「添付書類の留意事項」を必ずご確認ください。